

社会福祉法人 天王福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天王福祉会(以下「当法人」という)定款第9条及び第22条並に第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1)理事長及び理事(以下「常勤理事」)については、報酬及び退職金を支給する。
- (2)常勤でない理事、評議員及び監事(以下「非業務理事等」)については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。
- 2 常勤理事に対する退職金は、理事として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 非業務理事等に対する退職金は、非業務理事等として1期以上の任期を満了、又は辞任により退任した者に支給する。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表第1に定める額。
- (2)退職金については、別表第2に定める額。但し、退職金における計算期間には非常勤理事等及び第5条の職員の期間は通算しないものとする。
- (3)通勤費については、職員給与規程による支給基準に準じる。
- (4)常勤理事が職務のため出張した場合は、別表第5に定める額を別途支給する。
- (5)常勤理事が週4日以上従事の場合は、常勤者として社会保険を加入する。

(非常勤理事の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤理事等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表第3に定める額を支給する。但し、その支払額は所得税控除後の学とする。
- (2)退職金については、別表第4に定める額を支給する。
- (3)通勤費については、前(1)の報酬額に含めて支給。
- (4)非業務理事が職務のため出張した場合は、別表第5に定める額を別途支給する。

(職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤理事に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給せず、職員の給与規程に基づき給与を支給する。

(理事及び監事の報酬総額)

第6条 当法人の全理事の報酬総額は、年間1,800万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤理事に対する報酬等の支給については、当月1日から当月末日までの期間とし、その期間計算により翌月15日に、本人名義の口座に振り込み支給する。但し、支給日の当日が土曜日、日曜日、祝日又は銀行定休日にあたるときはその前日に支給する。

- 2 非業務理事等に対する報酬は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。但し、監事による監事監査業務の支給については、定時評議員会時に支給する。
- 3 役員等の退職金については、退職後1ヶ月以内に支給する。
- 4 前2項・3項は、本人の申し出により本人名義の口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の予定出勤日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 一部変更、 令和2年3月18日

別表1

①理事長月額報酬

単位:円

| | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1号 | 140,000 | 180,000 | 220,000 | 250,000 |
| 2号 | 290,000 | 370,000 | 450,000 | 510,000 |
| 3号 | 450,000 | 570,000 | 690,000 | 780,000 |
| 4号 | 620,000 | 780,000 | 940,000 | 1,060,000 |
| 5号 | 1,050,000 | 1,150,000 | 1,250,000 | 1,350,000 |

②理事月額報酬

単位:円

| | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 |
|----|---------|---------|---------|-----------|
| 1号 | 120,000 | 140,000 | 160,000 | 180,000 |
| 2号 | 250,000 | 290,000 | 330,000 | 370,000 |
| 3号 | 390,000 | 450,000 | 510,000 | 570,000 |
| 4号 | 540,000 | 620,000 | 700,000 | 780,000 |
| 5号 | 700,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 |

別表2

退任の日におけるその者の報酬月額×就任期間×係数

| 就任期間 | 係 数 |
|---------------|---------------|
| 1年以上5年以下の期間 | 1年につき100分の50 |
| 6年以上10年以下の期間 | 1年につき100分の60 |
| 11年以上15年以下の期間 | 1年につき100分の70 |
| 15年以上20年以下の期間 | 1年につき100分の90 |
| 21年以上 | 1年につき100分の105 |

※就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月のまでの

※就任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

別表3 非常勤理事等の報酬

①理 事

| 項 目 | 報 酬 | |
|---------------------|-----|---------|
| 理事会等への出席 | 日 額 | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日 額 | 20,000円 |

②監 事

| 項 目 | 報 酬 | |
|---------------------|-----|---------|
| 理事会等への出席 | 日 額 | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日 額 | 20,000円 |
| 監事監査の業務 | 年 額 | 50,000円 |

③評議員

| 項 目 | 報 酬 | |
|---------------------|-----|---------|
| 評議員会への出席 | 日 額 | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日 額 | 20,000円 |

別表4 非常勤理事等の退職金

| 就任期間 | 金 額 | |
|------------|-------|---------|
| 2年以上6年未満 | 1年につき | 10,000円 |
| 6年以上8年未満 | 1年につき | 15,000円 |
| 8年以上10年未満 | 1年につき | 20,000円 |
| 10年以上20年未満 | 1年につき | 25,000円 |
| 20年以上 | 1年につき | 30,000円 |

別表5 出張旅費等

| 項 目 | 金 額 | |
|-------|-----------------|--|
| 交 通 費 | 実費 | |
| 宿 泊 費 | 実費 但し、30,000円以内 | |
| 日 当 | 日額 3,500円 | |